

公益財団法人青森学術文化振興財団職員給与規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人青森学術文化振興財団職員（以下「財団職員」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 財団職員で常時勤務を要する者（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とする。

(給料表及び給料の支給)

第3条 給料表は、別表第1に定めるところによるものとする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類となるべき職務は、別表第2に定めるところによるものとする。

3 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から月の末日までとし、一給与期間につき給料月額的全額を毎月21日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この項において「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。

4 給与は、職員の申し出があった場合には、口座振込みの方法により支払うことができる。

第4条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定めた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときはその給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。職員が休職を命ぜられ、若しくは停職処分を受けた場合又は休職若しくは停職の終了により勤務に復帰した場合の給与期間の給料についても同様とする。

(初任給及び昇給)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、青森市の例により定められたところにより決定する。

2 昇給は、毎年4月1日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が公益財団法人青森学術文化振興財団就業規則第24条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とする。

4 第2項の規定による昇給は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

5 55歳を超える職員の第2項の規定により昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が決定するものとする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇給の時期)

第6条 昇給の時期は、毎年4月1日とする。

(昇格、昇格の場合の号給)

第7条 職員を昇格させる場合には、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。ただし、この場合において、当該級に決定するための資格基準等については、別表第3に定めるものとする。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第4に定める昇格時号級対応表の昇格後の号級欄に定める号給とする。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子等の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合は、その職員は直ちにその旨を理事長に届けなければならない。

(1) 新たに扶養親族として要件を具備するに至った者のある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合は職員となった日、前項第1号に掲げる事実が生じた場合はその事実が生じた日の属する翌月(これらの日が月の初日であるとき、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合はその離職し又は死亡した日、扶養親族たる要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(住居手当)

第10条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が、16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

3 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が初日であるときは、その日の属する月の前日）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1）通勤のためバスの利用を常例とする職員（通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）

（2）通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする職員（通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）前項第1号に掲げる職員 青森市職員の例により得られた額

（2）前項第2号に掲げる職員 青森市職員の例により得られた額

3 第1項第1号の運賃相当額の算出に当たっては、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路によるものとする。

4 通勤手当の支給は、扶養手当の支給の例により行うものとする。ただし、月の1日から月の末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

（給料の減額）

第12条 職員が勤務しないときは、公益財団法人青森学術文化振興財団職員の勤務時間等及び休日に関する規程第3条に規定する休日（第14条において「休日」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給料を支給する。

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれの100分の125から100分の175までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として、青森市職員の例により支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務

（休日勤務手当）

第14条 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125から100分の175までの範囲内で青森市が規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第15条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから青森市が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（扶養手当、時間外勤務手当等の支給日）

第16条 第8条、第10条及び第11条に規定する手当は、その月分をその月の給料支給日に支給し、第13条及び第14条に規定する手当は、その月の翌月の給料支給日に支給する。

（期末手当）

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」とい

う。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の青森市が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6箇月 | 100分の100 |
| (2) 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| (3) 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |
| (4) 3箇月未満 | 100分の30 |

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は青森市の例により取り扱うものとする。
(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の青森市が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、青森市の例により定められる割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、その者に属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 前3項に定めるもののほか、勤勉手当の算定に関し必要な事項は、青森市の例により取り扱うものとする。

(寒冷地手当)

第19条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において現に在職する職員に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族(第8条に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。)のある職員(扶養親族と同居していないもののうち、職員の扶養親族が居住する住居(当該住居が二以上ある場合にあっては、すべての当該住居)と国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に掲げる地域の市役所又は町役場との間の距離のうち最も短いものが60キロメートル以上であるものを除く。)にあっては17,800円、その他の世帯主である職員にあっては10,200円とし、その他の職員にあっては7,360円とする。

3 前項に規定する世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

- (1) 扶養親族を有する者
- (2) 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

(休職者の給与)

第20条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、長期の休養を要するため休職されたときは、その休職の期間中これに給与の金額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり長期の休養を要するために休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

3 職員が前項以外の心身の故障により、長期の休養を要するため、休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴されて休職にされたときは、休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の60を支給することができる。

5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に定める日に、当該各項の例による額の期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

(退職手当)

第21条 職員が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合にはその遺族)に対し、退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については 1年につき100分の100

(2) 11年以上20年以下の期間については 1年につき100分の110

(3) 21年以上30年以下の期間については 1年につき100分の120

(4) 31年以上の期間については 1年につき100分の130

3 退職した者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)別表第4に掲げる程度の廃疾の状態にある傷病とする。次条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 勤続期間1年以上5年以下の者 100分の60

(2) 勤続期間6年以上10年以下の者 100分の75

(勤続期間の計算)

第22条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

2 在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(傷病又は死亡による退職の場合は1年未満)の場合には、これを1年とする。

(退職手当の支給制限)

第23条 第21条の規定による退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

(1) 職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合、財団職員たるにふさわしくない非行のあった場合等により懲戒免職の処分を受けた者

(2) 刑事事件に関し起訴され禁固以上の刑に処せられ失職した者

(予告を受けない退職者の退職手当)

第24条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は、退職手当に含まれるものとする。ただし、当該退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第25条 第21条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出をしていないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき同順位者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱い)

第26条 職員が刑事事件に関し起訴された場合で、その判決の確定前に退職したときは第21条及び第24条の規定による退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

(給与の特例)

第27条 この規定にかかわらず、青森市から派遣又は出向され、かつ青森市職員の身分を有する者の給与については、青森市職員の例による。

(雑 則)

第28条 給与の支給に関し、疑義の生じたときは、理事長が決する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年4月1日から施行から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年1月1日から施行から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年12月1日から施行から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年11月1日から施行から適用する。

(経過措置)

2 この項から附則第5項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 改正前の給与規定 この規程による改正前の財団法人青森学術文化振興財団職員給与規程をいう。

(2) 改正後の給与規程 この規程による改正後の財団法人青森学術文化振興財団職員給与規程をいう。

(3) 経過措置対象職員 平成16年10月1日(以下「旧基準日」という。)から引き続き在勤する職員をいう。

(4) 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分(改正前の給与規程第19条第2項に規定する世帯等区分をいう。以下同じ。)のうち、旧算出規定を適用したならば算出される同項の規定による基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

(5) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の給与規程第19条第1項に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)におけるその基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。

3 基準日(その属する月が平成21年3月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左覧に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額(以下「特例支給額」という。)が、その者につき改正後の給与規程第19条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額(以下「改正後の寒冷地手当額」という。)を超えることとなるときは、改正後の給与規程第19条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円

平成 18 年 11 月から平成 19 年 3 月まで	14,000 円
平成 19 年 11 月から平成 20 年 3 月まで	18,000 円
平成 20 年 11 月から平成 21 年 3 月まで	22,000 円

4 改正後の給与規程第 19 条及び附則第 3 項の規定にかかわらず、平成 16 年 11 月 1 日（以下「平成 16 年度基準日」という。）において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から 6,000 円を減じた額に 5 を乗じて得た額（以下「平成 16 年度特例支給額」という。）が、その者につき改正後の寒冷地手当額に 5 を乗じて得た額を超えることとなるときは平成 16 年度特例支給額の寒冷地手当を、平成 16 年度特例支給額がその者につき改正後の寒冷地手当額に 5 を乗じて得た額を超えないこととなるときは改正後の寒冷地手当額に 5 を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。

5 前項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員について、平成 16 年度基準日の翌日から平成 17 年 3 月 1 日までの間に次に掲げる理由が生じた場合（理事長が定める場合を除く。）には、当該職員に、その理由が生じた日の属する月の翌月の初日（その理由が生じた日が月の初日であるときは、その日）における当該職員の世帯等の区分等の寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもって平成 16 年度基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額を考慮して理事長が定める額を追給し、又は返納させるものとする。

- (1) 世帯等の区分の変更
- (2) 職員でなくなること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、理事長が定める理由
(委任)

6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

2 平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規程による改正前の財団法人青森学術文化振興財団職員給与規程別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表に定める号給とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

3 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定の適用については、第 17 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、第 18 条第 2 項中「100 分の 72.5」とあるのは「100 分の 67.5」とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 2 項の規定については平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規程は、平成31年4月1日とする。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の公益財団法人青森学術文化振興財団職員給与規程（以下「第1条改正後給与規定」という。）第1条改正後給与規定第8条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年3月28日から施行する。

附則別表（附則第2項関係）

給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	
	経過期間	1 級
1	3月未満	
	3月以上6月未満	
	6月以上9月未満	
	9月以上12月未満	
	12月以上	
2	3月未満	1
	3月以上6月未満	2
	6月以上9月未満	3
	9月以上12月未満	4
	12月以上	5
3	3月未満	5
	3月以上6月未満	6
	6月以上9月未満	7
	9月以上12月未満	8
	12月以上	9
4	3月未満	9
	3月以上6月未満	10
	6月以上9月未満	11
	9月以上12月未満	12
	12月以上	13
5	3月未満	13
	3月以上6月未満	14
	6月以上9月未満	15
	9月以上12月未満	16
	12月以上	17
6	3月未満	17
	3月以上6月未満	18
	6月以上9月未満	19
	9月以上12月未満	20
	12月以上	21
7	3月未満	21
	3月以上6月未満	22
	6月以上9月未満	23
	9月以上12月未満	24
	12月以上	25
8	3月未満	25
	3月以上6月未満	26
	6月以上9月未満	27
	9月以上12月未満	28
	12月以上	29

9	3月未満	29
	3月以上6月未満	29
	6月以上9月未満	30
	9月以上12月未満	30
	12月以上	31
10	3月未満	31
	3月以上6月未満	31
	6月以上9月未満	32
	9月以上12月未満	32
	12月以上	33
11	3月未満	33
	3月以上6月未満	33
	6月以上9月未満	33
	9月以上12月未満	34
	12月以上	34
12	3月未満	34
	3月以上6月未満	34
	6月以上9月未満	35
	9月以上12月未満	35
	12月以上	35
13	3月未満	35
	3月以上6月未満	36
	6月以上9月未満	36
	9月以上12月未満	36
	12月以上	37
14	3月未満	37
	3月以上6月未満	37
	6月以上9月未満	37
	9月以上12月未満	37
	12月以上	38
15	3月未満	38
	3月以上6月未満	38
	6月以上9月未満	38
	9月以上12月未満	38
	12月以上	39
16	3月未満	39
	3月以上6月未満	39
	6月以上9月未満	39
	9月以上12月未満	39
	12月以上	40

別表第1（第3条関係）

給 料 表

単位（円）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900

30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300

64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600	381,500	
95		295,200	343,100	381,900	
96		295,600	343,500	382,300	
97		295,800	343,700	382,600	

98		296, 100	344, 100	383, 100	
99		296, 500	344, 500	383, 500	
100		296, 900	344, 800	383, 900	
101		297, 100	345, 100	384, 200	
102		297, 400	345, 500		
103		297, 800	345, 900		
104		298, 100	346, 300		
105		298, 300	346, 800		
106		298, 600	347, 200		
107		299, 000	347, 600		
108		299, 300	348, 000		
109		299, 500	348, 500		
110		299, 900	348, 900		
111		300, 300	349, 200		
112		300, 600	349, 500		
113		300, 800	350, 000		
114		301, 000			
115		301, 300			
116		301, 700			
117		301, 900			
118		302, 100			
119		302, 400			
120		302, 700			
121		303, 100			
122		303, 300			
123		303, 600			
124		303, 900			
125		304, 200			

別表第2（第3条関係）

級別職務分類表

職務の級	職務の名称
1級	主事の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事の職務
3級	主査の職務
4級	主幹の職務
5級	高度の知識又は経験を必要とする主幹の職務

別表第3（第7条関係）

昇格基準

職務の級	適用者	基準
5級	主幹の職にある者	在職3年
4級		
3級	主査の職にある者	
2級	主事の職にある者	在級4年（大学卒） 経験年数9年以上かつ在級6年（高校卒） 経験年数6年6月以上かつ在級6年（短大卒）

別表第4（第7条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16
25	1	9	9	17
26	1	10	10	18
27	1	11	11	19
28	1	12	12	20
29	1	13	13	21
30	1	14	14	22
31	1	15	15	23
32	1	16	16	24
33	1	17	17	25
34	2	18	18	26
35	3	19	19	27
36	4	20	20	28
37	5	21	21	29
38	6	22	22	30
39	7	23	23	31
40	8	24	24	32
41	9	25	25	33
42	10	26	26	34

43	11	27	27	35
44	12	28	28	36
45	13	29	29	37
46	14	30	30	38
47	15	31	31	39
48	16	32	32	40
49	17	33	33	41
50	18	34	34	42
51	19	35	35	43
52	20	36	36	44
53	21	37	37	45
54	22	38	38	46
55	23	39	39	47
56	24	40	40	48
57	25	41	41	49
58	25	41	42	50
59	26	42	43	51
60	26	42	44	52
61	27	43	45	53
62	27	43	45	54
63	28	44	45	55
64	28	44	46	56
65	29	45	46	57
66	29	45	46	58
67	30	46	47	59
68	30	46	47	60
69	31	47	47	61
70	31	47	48	62
71	32	48	48	63
72	32	48	48	64
73	33	49	49	65
74	33	49	49	66
75	34	49	49	67
76	34	49	50	68
77	35	50	50	69
78	35	50	50	70
79	36	50	51	71
80	36	50	51	72
81	37	51	51	73
82	37	51	52	74
83	38	51	52	75
84	38	51	52	76
85	39	52	53	77
86	39	52	53	78
87	40	52	53	79
88	40	52	53	80

89	41	53	54	81
90	41	53	54	82
91	42	53	54	83
92	42	53	54	84
93	43	53	55	85
94		54	55	
95		54	55	
96		54	55	
97		54	56	
98		54	56	
99		55	56	
100		55	56	
101		55	57	
102		55	57	
103		55	58	
104		56	58	
105		56	59	
106		56	59	
107		56	60	
108		56	60	
109		57	61	
110		57	61	
111		57	62	
112		57	62	
113		58	63	
114		58		
115		58		
116		58		
117		59		
118		59		
119		59		
120		59		
121		60		
122		60		
123		60		
124		60		
125		61		